

(案)

---

# 栃木県キャリア形成プログラム

---

令和4（2022）年12月改訂

とちぎ地域医療支援センター  
（栃木県保健福祉部医療政策課地域医療担当）

## 1 プログラムの趣旨

- ・このプログラムは、医療法第30条の23第2項第1号及び同法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、県養成医師が医師として県内の公的医療機関等（栃木県医師修学資金貸与条例第2条第6号及び同条例施行規則第2条で定める医療機関をいう。以下同じ。）に従事するに当たり、地域医療提供体制の確保と県養成医師の能力の開発・向上との両立を図ることを目的に作成するものです。

## 2 基本的事項

### (1) 適用対象者

- ・このプログラムは、次に掲げる医師に対して適用します。
  - ① 自治医科大学を栃木県卒として卒業した医師（以下「自治卒医」という。）
  - ② 獨協医科大学を栃木県地域卒として卒業した医師（以下「獨協地域卒医師」という。）
  - ③ 栃木県医師修学資金貸与条例の規定に基づき、平成27年度以前に、診療科指定の医師修学資金の貸与を受けた医師（以下「旧修学資金貸与医師」という。）
  - ④ 栃木県医師修学資金貸与条例の規定に基づき、平成28年度以降に、診療科指定の医師修学資金の貸与を受けた医師（以下「新修学資金貸与医師」という。）

### (2) 対象期間等

- ・プログラム対象期間は、修学資金の返還免除要件を達成するまでの期間（以下「義務年限」という。）とし、修学資金の貸与期間に1.5を乗じた期間となります。
- ・自治卒医にあっては、原則として、義務年限の2分の1に相当する期間は、へき地医療に関わる公的医療機関等に勤務することとします。
- ・獨協地域卒医師にあっては、原則として、義務年限のうち4年間以上は、医師の確保を特に図るべき区域等（医師少数区域）に勤務することとします。

### (3) 対象期間中の身分

- ・県養成医師のうち、自治卒医、獨協地域卒医師及び旧修学資金貸与医師（以下「県採用医師」という。）については、プログラム対象期間中、本県職員として採用し、県が人事権を有した上で、県内公的医療機関等へ派遣することとします。

### (4) 対象診療科

- ・自治卒医及び獨協地域卒医師にあっては、原則として、選択できる診療科に制限を設けないこととします。ただし、県内の公的医療機関等において専門研修を履修できない場合などには、実質的にその選択が制限されることとなります。
- ・旧修学資金貸与医師は、小児科、産科又は整形外科の医師として従事するものとします。
- ・新修学資金貸与医師は、修学資金の貸与決定時に指定した診療科（小児科又は産科）の医師として従事するものとします。

### (5) 従事先となる医療機関等

・ 県養成医師は、プログラムの対象期間中、次に掲げる県内の医療機関等において医師として勤務することとします。なお、令和4年12月時点において従事先となり得る具体的な医療機関等は、別表1のとおりです。

- ① 公立医療機関
- ② 医療法第31条に規定する公的医療機関
- ③ 災害拠点病院として知事が指定した病院
- ④ へき地医療拠点病院として知事が指定した病院
- ⑤ 地域医療支援病院
- ⑥ 行政機関（栃木県保健福祉部）
- ⑦ その他知事が必要と認める病院

・ 従事先となる医療機関等については、必要に応じて、適宜見直しを行います。

## 3 県採用医師のキャリア形成

### (1) 専門研修への配慮

- ・ 県は、県採用医師が、プログラム対象期間中に一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医の取得を希望する場合には、基本領域の専門研修プログラムを履修できるよう派遣先を調整します。
- ・ 専門研修プログラムの履修のために必要がある場合には、1年以内に限り、大学病院（自治医科大学附属病院又は獨協医科大学病院）に派遣します。
- ・ 専門研修プログラムの履修の都合上、やむを得ず1年を超えて大学病院での研修が必要となる場合には、義務履行を中断した上で、大学病院での研修を行うことを認めます。また、この場合の義務履行中断期間は、原則として1年間とします。

### (2) ワーク・ライフ・バランスへの配慮

・ 県は、県採用医師のワーク・ライフ・バランスの充実にも配慮した上で、派遣先を検討します。なお、育児休業等により休業する場合の取扱いは、以下のとおりです。

- ① 義務履行に算入されるもの  
産前産後休暇、育児短時間勤務期間、傷病休暇（上限日数あり）
- ② 義務履行に算入されないもの（返還猶予期間の延長）  
育児休業

## 4 県採用医師の区分に応じたモデルプログラム

### (1) 初期臨床研修（卒後1～2年）

・初期臨床研修は、県養成医師の区分に応じて、以下の病院で実施することとします。

- ① 自治卒医                      自治医科大学附属病院
- ② 獨協地域卒医師              獨協医科大学病院

### (2) 専門研修（卒後3～5年）

・専門研修期間中の派遣先は、原則として、基幹施設が作成した研修ローテーションに準じることとします。

・派遣期間は、原則として1年単位とし、専門研修プログラムの履修上、やむを得ないと認められる場合に限り6か月単位とします。

・専門研修は、全て県内の医療機関等において行うこととし、県外の医療機関での研修が必要となる専門研修プログラムの選択は認めないこととします。

### (3) 研修修了後（卒後6年～）

・県採用医師が様々な地域・医療機関で等しく経験を積むことができるよう、1医療機関当たりの派遣期間は、原則として2年以内とします。

・自治卒医にあっては、選択した診療科にかかわらず、卒後6～7年目にへき地診療所又はこれに準ずる医療機関で勤務することを基本とします。

#### 《モデルプログラム》

##### ①自治卒医

卒後1	2	3	4	5	6	7	8	9
《臨床研修》 自治医科大学 附属病院		《専門研修》 基幹施設と連携施設を 1年単位でローテート			へき地等勤務 (※1)		公的病院等勤務	

※1 へき地診療所、日光市民病院、那須南病院又は塩原温泉病院への派遣を基本とする

##### ②獨協地域卒医師

卒後1	2	3	4	5	6	7	8	9
《臨床研修》 獨協医科大学病院		《専門研修》 基幹施設と連携施設を 1年単位でローテート			公的病院等勤務 (※2)		公的病院等勤務	

※2 希望者は、へき地等の医療機関に勤務することも可能とする

##### ③旧修学資金貸与医師

卒後1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
《臨床研修》 県内臨床研修病院 ※義務外		《専門研修》 基幹施設と連携施設を 1年単位でローテート			公的病院等 勤務		公的病院等 勤務		公的病院等 勤務	

(4) 診療科ごとの具体的なプログラム

- ・診療科ごとに想定される派遣先は、別表2のとおりです。

## 5 新修学資金貸与医師のモデルプログラム

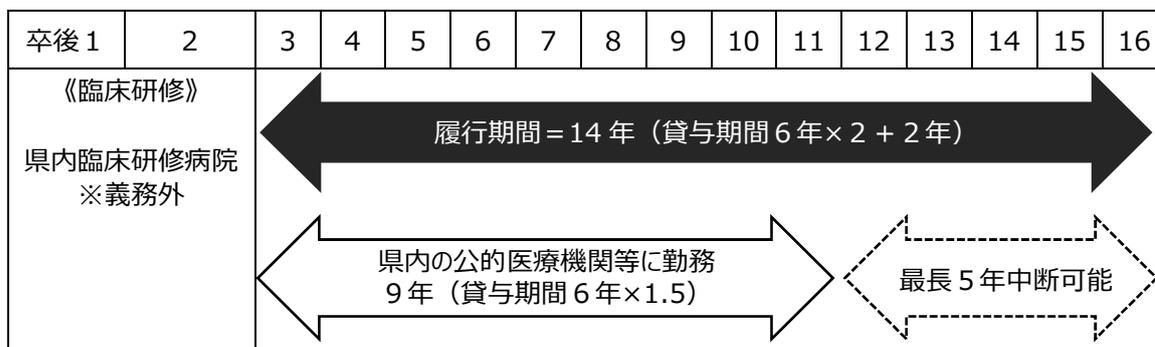
(1) 初期臨床研修（卒後1～2年）

- ・初期臨床研修は、県内の初期臨床研修病院で行うこととします。なお、初期臨床研修期間は、義務履行期間には通算されません。

(2) 初期臨床研修修了後（卒後3年～）

- ・貸与期間の2倍に2年を加えた期間の間に、貸与期間の1.5倍の期間、指定された診療科の医師として、県内の公的医療機関等に勤務します。この場合において、義務履行の中断可能期間における中断事由は、その内容を問いません。

○新旧修学資金貸与医師



(別表1) 県養成医師の派遣対象となり得る公的医療機関等の一覧

保健医療圏		医療機関名	公立公的 医療機関	災害拠点 病院	へき地医療 拠点病院	地域医療 支援病院
宇都宮	1	済生会宇都宮病院	○	○		○
	2	NHO栃木医療センター		○		○
	3	JCHOうつのみや病院		○		
	4	栃木県立岡本台病院	○			
	5	栃木県立がんセンター	○			
	6	栃木県立リハビリテーションセンター	○			
	7	NHO宇都宮病院				○
県西	8	上都賀総合病院	○	○	○	
	9	獨協医科大学日光医療センター		○	○	○
	10	日光市民病院			○	
	11	湯西川診療所	○			
	12	栗山診療所	○			
県東	13	芳賀赤十字病院	○	○	○	○
県南	14	新小山市民病院	○	○		
	15	自治医科大学附属病院		○		
	16	獨協医科大学病院		○		
	17	とちぎメディカルセンターしもつが				○
県北	18	国際医療福祉大学塩谷病院		○		
	19	那須赤十字病院	○	○	○	○
	20	那須南病院	○		○	
	21	塩原温泉病院			※	
両毛	22	足利赤十字病院	○	○		○
	23	佐野厚生総合病院	○	○		○
	24	佐野市民病院			○	
	25	飛駒診療所	○			
	26	野上診療所	○			

※塩原温泉病院は、へき地診療所に準じた扱いとして、自治卒医のみ派遣

## 別表 2

# 栃木県キャリア形成プログラム

## 診療科ごとの研修・派遣ローテーション

- (注1) この表は、県内の専門研修基幹施設等を対象とした調査結果（令和4年1月実施）を基に、栃木県地域枠医師の診療科ごとの研修・派遣ローテーションを整理したものです。
- (注2) この表に記載された研修・派遣ローテーションは、令和4年12月時点で想定されるものであり、実際の派遣先は、地域枠医師ごとに個別に検討・決定されることに留意してください。
- (注3) この表は、毎年度、見直しを行います。

① - ア 内科

卒後6～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	分野	専門研修期間		
		卒後3年目	4年目	5年目
自治医科大学附属病院		自治医科大学附属病院 那須南病院 那須赤十字病院 日光市民病院 上都賀総合病院 佐野厚生総合病院 芳賀赤十字病院 済生会宇都宮病院 栃木県立がんセンター 新小山市民病院 TMCしもつが 国際医療福祉大学塩谷病院	卒後3～5年目のうち、1年間は自治医科大学附属病院に、2年間はいずれかの連携施設に勤務	
獨協医科大学病院	内分泌代謝	獨協医科大学病院	上都賀総合病院 獨協日光医療センター 那須赤十字病院 TMCしもつが	
	心臓・血管内科 /循環器内科	獨協医科大学病院	那須赤十字病院 獨協日光医療センター 足利赤十字病院 NHO栃木医療センター	
	呼吸器・アレルギー内科	獨協医科大学病院	獨協日光医療センター NHO宇都宮病院 TMCしもつが	4年目と5年目は異なる医療機関に勤務
済生会宇都宮病院		済生会宇都宮病院病院	上都賀総合病院	
			足利赤十字病院	
			NHO栃木医療センター	
			NHO栃木医療センター	
			獨協医科大学病院	
NHO栃木医療センター		NHO栃木医療センター	済生会宇都宮病院（6か月） /日光市民病院（6か月）	
佐野厚生総合病院		佐野厚生総合病院	新小山市民病院	佐野厚生総合病院
足利赤十字病院		足利赤十字病院		獨協医科大学病院
上都賀総合病院		上都賀総合病院	済生会宇都宮病院病院	
			栃木県立がんセンター	
			NHO栃木医療センター	
獨協医科大学日光医療センター		獨協日光医療センター	那須赤十字病院	
			NHO栃木医療センター	
			獨協医科大学病院	

① -イ 内科 (大学研修プラス1年コース)

卒後6～10年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	分野	専門研修期間		
		卒後3年目	4年目	5年目
足利赤十字病院		足利赤十字病院	獨協医科大学病院	
獨協医科大学病院	消化器内科	獨協医科大学病院		獨協日光医療センター
				足利赤十字病院
				NHO宇都宮病院
	内分泌代謝	獨協医科大学病院		上都賀総合病院
				獨協日光医療センター
	脳神経内科	獨協医科大学病院		獨協日光医療センター
				足利赤十字病院
				NHO宇都宮病院
	腎臓・高血圧内科	獨協医科大学病院		獨協日光医療センター
				足利赤十字病院
				佐野厚生総合病院
				佐野市民病院
血液・腫瘍内科	獨協医科大学病院		済生会宇都宮病院	
			足利赤十字病院	

② 外科

卒後6～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	分野	専門研修期間		
		卒後3年目	4年目	5年目
自治医科大学附属病院		自治医科大学附属病院	那須南病院 上都賀総合病院 佐野厚生総合病院 芳賀赤十字病院 済生会宇都宮病院 新小山市民病院 TMCしもつが	4年目と5年目は異なる医療機関に勤務
獨協医科大学病院	第一外科	獨協医科大学病院	獨協日光医療センター	上都賀総合病院 足利赤十字病院 済生会宇都宮病院 NHO宇都宮病院
	第二外科	獨協医科大学病院	那須南病院 上都賀総合病院 足利赤十字病院 佐野厚生総合病院 芳賀赤十字病院 獨協日光医療センター 済生会宇都宮病院 NHO宇都宮病院 TMCしもつが	4年目と5年目は異なる医療機関に勤務
	呼吸器外科	獨協医科大学病院	那須南病院 那須赤十字病院 上都賀総合病院 足利赤十字病院 佐野厚生総合病院 芳賀赤十字病院 獨協日光医療センター 済生会宇都宮病院 NHO宇都宮病院 TMCしもつが	
	乳腺外科	獨協医科大学病院	済生会宇都宮病院	佐野厚生総合病院
			上都賀総合病院	那須南病院
足利赤十字病院			芳賀赤十字病院	
芳賀赤十字病院			NHO宇都宮病院	
獨協日光医療センター			上都賀総合病院 TMCしもつが	
心臓・血管外科	獨協医科大学病院	獨協日光医療センター	獨協日光医療センター 足利赤十字病院 済生会宇都宮病院	

③ 整形外科

卒後7～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間			
	卒後3年目	4年目	5年目	6年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院	上都賀総合病院 芳賀赤十字病院	卒後4～6年目のうち、少なくとも1年間は、上都賀総合病院又は芳賀赤十字病院のいずれかに勤務	
獨協医科大学病院	獨協医科大学病院	獨協日光医療センター	那須赤十字病院	上都賀総合病院
		済生会宇都宮病院	上都賀総合病院	那須赤十字病院
	獨協日光医療センター	獨協医科大学病院	那須赤十字病院	上都賀総合病院
		済生会宇都宮病院	那須赤十字病院	那須赤十字病院
済生会宇都宮病院	獨協医科大学病院	足利赤十字病院	NHO栃木医療センター	済生会宇都宮病院
	国際医療福祉大学塩谷病院	上都賀総合病院	済生会宇都宮病院	獨協医科大学病院
	佐野厚生総合病院	足利赤十字病院	獨協医科大学病院	済生会宇都宮病院
	NHO栃木医療センター	獨協医科大学病院	栃木県立がんセンター	済生会宇都宮病院
那須赤十字病院	那須赤十字病院	上都賀総合病院 獨協日光医療センター 獨協医科大学病院	4年目と5年目は異なる医療機関で勤務	

④ - ア 産科

卒後6～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院	佐野厚生総合病院	芳賀赤十字病院
		上都賀総合病院（6カ月）／ 佐野厚生総合病院（6カ月）	佐野厚生総合病院
		上都賀総合病院（6カ月）／ 芳賀赤十字病院（6カ月）	芳賀赤十字病院

④ - イ 産科（大学研修プラス1年コース）

卒後6～10年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
獨協医科大学病院	獨協医科大学病院		那須赤十字病院
			上都賀総合病院
			足利赤十字病院
			済生会宇都宮病院

⑤ 麻酔科

卒後 7～10年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間			
	卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院		那須赤十字病院	
			芳賀赤十字病院	
獨協医科大学病院	獨協医科大学病院		佐野厚生総合病院	
			那須赤十字病院	
			獨協日光医療センター	

⑥-ア 小児科

卒後6～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
獨協医科大学病院	獨協医科大学病院	那須赤十字病院（6カ月）／ NHO宇都宮病院（6カ月）	那須赤十字病院

⑥-イ 小児科（大学研修プラス1年コース）

卒後6～10年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院		芳賀赤十字病院
			新小山市民病院

⑦-ア 救急科

卒後6～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
獨協医科大学病院	獨協医科大学病院	那須赤十字病院	上都賀総合病院
			獨協日光医療センター
			TMCしもつが
済生会宇都宮病院	済生会宇都宮病院	NHO栃木医療センター	
	済生会宇都宮病院	NHO栃木医療センター	

⑦-イ 救急科 (大学研修プラス1年コース)

卒後6～10年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院		芳賀赤十字病院
			新小山市民病院
獨協医科大学病院	獨協医科大学病院		上都賀総合病院
			獨協日光医療センター
			TMCしもつが

⑧－ア 総合診療科

卒後6～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院	那須赤十字病院	日光市民病院
		芳賀赤十字病院	へき地診療所
NHO栃木医療センター	NHO栃木医療センター	済生会宇都宮病院（6か月）／日光市民病院（6か月）	

⑧－イ 総合診療科（地域研修プラス1年コース）

卒後7～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間			
	卒後3年目	4年目	5年目	6年目
自治医科大学附属病院	那須南病院	那須赤十字病院	自治医科大学附属病院	日光市民病院
		芳賀赤十字病院		へき地診療所

⑨ - ア 精神科

卒後6～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院	上都賀総合病院 佐野厚生総合病院	栃木県立岡本台病院
獨協医科大学附属病院	獨協医科大学病院	栃木県立岡本台病院	
栃木県立岡本台病院	栃木県立岡本台病院		自治医科大学附属病院 獨協医科大学病院

⑨ - イ 精神科 (大学研修プラス1年コース)

卒後6～10年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	分野	専門研修期間		
		卒後3年目	4年目	5年目
自治医科大学附属病院	児童精神	自治医科大学附属病院	上都賀総合病院 佐野厚生総合病院	自治医科大学附属病院
獨協医科大学附属病院		獨協医科大学病院	栃木県立岡本台病院	

⑩ 脳神経外科

卒後7～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間			
	卒後3年目	4年目	5年目	6年目
自治医科大学附属病院	芳賀赤十字病院		自治医科大学附属病院	芳賀赤十字病院
	佐野厚生総合病院			佐野厚生総合病院
獨協医科大学病院	獨協医科大学病院	那須赤十字病院	足利赤十字病院	那須赤十字病院
			済生会宇都宮病院	

⑪ - ア 泌尿器科

卒後 7 ～ 9 年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間			
	卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目
獨協医科大学病院	獨協医科大学病院	那須赤十字病院		
		獨協日光医療センター		
		栃木県立がんセンター		

⑪ - イ 泌尿器科 (大学研修プラス 1 年コース)

卒後 7 ～ 10 年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間			
	卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院	佐野厚生総合病院		
		芳賀赤十字病院		
		新小山市民病院		

⑫ - ア 放射線科

卒後6～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
獨協医科大学附属病院	獨協医科大学病院	済生会宇都宮病院	TMCしもつが

⑫ - イ 放射線科 (大学研修プラス1年コース)

卒後6～10年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院		芳賀赤十字病院
			済生会宇都宮病院
			NHO栃木医療センター
			TMCしもつが
獨協医科大学附属病院	獨協医科大学病院		済生会宇都宮病院
			TMCしもつが
			獨協医科大学病院
	獨協医科大学病院	済生会宇都宮病院 (6か月) / 栃木県立がんセンター (6か月)	獨協医科大学病院
	TMCしもつが (6か月) / 栃木県立がんセンター (6か月)		

**⑬眼科**

卒後7～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間			
	卒後3年目	4年目	5年目	6年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院	芳賀赤十字病院		

⑭-ア 耳鼻咽喉科

卒後7～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間			
	卒後3年目	4年目	5年目	6年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院	新小山市民病院		

⑭-イ 耳鼻咽喉科（大学研修プラス1年コース）

卒後7～10年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間			
	卒後3年目	4年目	5年目	6年目
獨協医科大学病院	上都賀総合病院	獨協医科大学病院	TMCLしもつが	獨協医科大学病院
	TMCLしもつが		上都賀総合病院	

⑮ - ア 病理

卒後 6 ~ 9 年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後 3 年目	4 年目	5 年目
獨協医科大学附属病院	足利赤十字病院	獨協医科大学病院	足利赤十字病院
	上都賀総合病院		上都賀総合病院

⑮ - イ 病理 (大学研修プラス 1 年コース)

卒後 6 ~ 10 年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後 3 年目	4 年目	5 年目
自治医科大学附属病院	自治医科大学附属病院	芳賀赤十字病院	自治医科大学附属病院
		栃木県立がんセンター	
		新小山市民病院	
獨協医科大学附属病院	獨協医科大学病院	上都賀総合病院	獨協医科大学病院
		足利赤十字病院	
		栃木県立がんセンター	

⑩-ア リハビリテーション科

卒後6～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
獨協医科大学附属病院	獨協医科大学病院	栃木県立リハビリテーションセンター	
		足利赤十字病院	

⑩-イ リハビリテーション科（大学研修プラス1年コース）

卒後6～10年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間		
	卒後3年目	4年目	5年目
獨協医科大学附属病院	獨協医科大学病院	栃木県立リハビリテーションセンター	
		足利赤十字病院	

⑰皮膚科

卒後8～9年目は公的医療機関等に勤務

基幹施設	専門研修期間				
	卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
獨協医科大学病院	獨協医科大学病院	足利赤十字病院		上都賀総合病院	
				NHO栃木医療センター	
				新小山市民病院	
	獨協医科大学病院	NHO栃木医療センター		上都賀総合病院	
				足利赤十字病院	
				新小山市民病院	
	獨協医科大学病院	新小山市民病院		上都賀総合病院	
				足利赤十字病院	
				NHO栃木医療センター	

専門研修修了後の県採用医師の派遣先医療機関（想定）

医療機関／診療科	内科	外科	整形外科	産科	麻酔科	小児科	救急科	総合診療科	精神科	脳神経外科	泌尿器科	放射線科	眼科	耳鼻咽喉科	病理	リハビリ	皮膚科
済生会宇都宮病院	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●		●	●		●
NHO栃木医療センター	●	●	●		●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●
栃木県立岡本台病院									●								
栃木県立がんセンター	●	●	●	●							●	●		●	●		
栃木県立リハビリテーションセンター			●			●										●	
NHO宇都宮病院	●					●											
上都賀総合病院	●	●	●	●													
獨協医科大学日光医療センター	●	●	●		●						●						
日光市民病院	●		●					●									
芳賀赤十字病院	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●				
新小山市市民病院	●	●	●		●	●	●			●	●		●	●	●		●
とちぎメディカルセンターしもつが	●		●														
国際医療福祉大学塩谷病院	●	●	●							●	●						
那須赤十字病院	●	●			●	●	●	●							●		
那須南病院	●	●	●					●									
足利赤十字病院	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●	●		●
佐野厚生総合病院	●	●		●	●	●			●		●						
佐野市民病院	●	●															

（注1）上表は、これまでの派遣実績及び公的医療機関等への調査結果（令和4年1月実施）を基に作成したものである。

（注2）上表のほか、へき地診療所に対しては、専門診療科にかかわらず自治卒医を派遣することを基本とする。